

平成 26 年度 京都府包括外部監査報告書【概要版】

監査テーマ

「未収金に関する事務の執行及び管理について」

平成 27 年 3 月

京都府包括外部監査人
公認会計士 中野 雄介

京都府包括外部監査の結果及び意見の概要

1 テーマ選定理由

事業の業務プロセスの見直し等による支出の削減と同様に、財政健全化に向けては増収への取組や債権管理の適正化も重要なものとなっている。

京都府においては、債権管理の一層の適正化を図るために平成21年6月に「債権管理プロジェクトチーム」を設置するとともに、平成23年7月に「京都府債権の管理に関する条例」を制定するなど未収金の適正管理に向けた取組を進めている。しかしながら、近年の厳しい経済情勢の影響もあり、平成24年度決算において収入未済額の総計は95億円（府税を除いて30億円）を超えている。その点については平成24年度京都府歳入歳出決算審査意見書でも触れられており、未収債権の発生抑制対策の充実・強化について積極的かつ抜本的な対策に取り組むように求められている。

条例施行から3年を迎えようとしている中、負担の公平性、適切な債権管理の観点から延滞債権を発生させない・増やさないための検討・対策及び発生した延滞債権を回収するための対策など実効性を伴った取組がなされているか、また、その取組に当たって事務の効率性が考慮されているか、あらためて検証する必要があると考え、本テーマを選定した。

2 外部監査の方法（監査の要点）

- ・ 回収・滞納処分等の規程は整備されているか、また規程に従って適時適切に手続が行われているか。
- ・ 台帳等により未収金の情報が適切に管理されているか。
- ・ 滞納先の状況を適時に把握し、回収可能性の検討が適切に行われているか。
- ・ 支払猶予や不納欠損処分は適正に行われているか。

3 監査対象とした債権

私債権のうち、未収債権額が1,000万円以上のものとした。対象債権は以下のとおりである。

- ・ 中小企業経営基盤強化資金貸付返還金
- ・ 高等学校等修学資金貸付返還金
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付返還金
- ・ 府営住宅使用料
- ・ 府立病院未収金
- ・ 企業立地補助金返還金
- ・ 農業改良資金貸付返還金
- ・ 看護師等修学資金貸付返還金
- ・ 心身障害者扶養共済制度掛金
- ・ 高等学校等修学資金過年度過払戻入金

4 指摘事項及び意見

4.1 全体的事項

(1)延滞金等の取扱（指摘事項）

- ① 高等学校等修学資金貸付返還金や看護師等修学資金貸付返還金のように規則で定める延滞金等の利率が民法の規定を上回るものは、特段の事情がない限り少なくとも民法規定の水準まで利率を下げ、各制度間で統一的に運用すべきである。
- ② 悪質滞納者を除く制度趣旨に応じた誠意ある債務者に対しては、特段の事情がない限り各制度間で公平に延滞金等の減免規定を有効に活用して延滞金等の減免を実施すべきである。これにより制度趣旨を全うできるだけでなく、延滞金等にかかる管理費用の削減にもなる。

(2)外部委託にかかる費用対効果の検証（指摘事項）

平成22年2月から活用している弁護士委任については、これまではその費用を上回る回収効果を得てきたとのことである。しかし、今後は特に高等学校等修学資金貸付返還金が著しく増加することが予想されるため、その効果を測る客観的基準を定め一定期間経過後に費用対効果を検証する必要がある。

(3)未収債権の分類と回収不能債権の効率的管理（意見）

債権管理プロジェクトチームが発足してから既に5年経過しており、その間研修や条例の整備をはじめ様々な対応がとられてきた。債権管理の手法が全部局にわたり統一的に体系化されてきた現在において、また、今後の未収債権の増加が予想される中、限られた人的・物的資源を有効に活用したなお一層効率的な債権管理の仕組みを検討すべき時期に来ている。

そこで例えば、未収債権の中でも延滞発生から一定期間が経過し、これ以上手を尽くしても回収困難な債権を一定の客観的基準により選別し、それらの債権については通常の未収債権と区別して一括管理していくべきと考える。

こうした回収効果を見込めない未収債権に多大な時間とエネルギーを投入することは、未収債権に対する管理コストの面からも非効率であり、債権分類を進めることにより未収債権の管理コストを圧縮することが期待できる。

(4)高校生等修学支援事業と母子父子寡婦福祉資金貸付事業における修学資金制度のあり方（意見）

今回の対象債権に限って言うならば、高校生等への修学資金貸与は高校生等修学支援事業と母子父子寡婦福祉資金貸付事業の両制度において実施されており、どちらもほぼ同じ内容となっている。それぞれ制度趣旨にもとづいて実施されているわけだが、全体的な管理の視点からは非効率であると言わざるを得ない。

時代環境の変化、制度の改廃に応じて制度設計を横断的に見直し、体系的な制度へ作り直す必要性を感じる。

(5)未収債権の実態把握（調定減額及び延滞金等）（意見）

未収債権の実態を把握する上で、公表数値の集計方法について留意しておく事項が二つある。

一つは、当初契約（返済計画）を変更して返済を先延ばしにした債権（以下、リスク債権）については、未収債権として認識しないという点である。

もう一つは、滞納に付随して発生する延滞金については元本が完済されてはじめて未収債権として認識することになるという点である。

これらの処理は、制度に則った基準どおりの対応ではあるが、リスク債権及び延滞金も未収債権に含めて管理しなければ債権滞納の実態を把握したことになる。したがって、債権管理上は、リスク債権及び延滞金を正常債権とは区分しておく必要があると考える。また、延滞金については、債務者に対して貸付等の段階から、返済が滞れば延滞金が発生することを十分認識してもらうことも肝要である。

(6) 支払督促に係る事務の簡素化（意見）

支払督促は、債権者の申立だけに基づいて実施可能な機動的な手続であり、債権の効率的な管理・回収のために有用な手段である。

ただし、債務者からの異議申立により訴訟に移行した場合には、支払督促を実施した日に京都府が訴えを提起したと看做されるため、議会の議決が必要となる。しかし、事務手続の一環であり、相当の件数かつ個々に事情の異なる案件を一つ一つ審議する場として、議会は馴染まないように思う。

議会の閉会中は例外的に知事の専決処分を行っており、また、府営住宅使用料の滞納による家屋明渡等請求訴訟は議会の承認を得て知事の専決事項となっている。支払督促が、債務者からの異議申立により訴訟に移行した場合についても府営住宅使用料の場合と同様に知事の専決事項とすることが適当であると考ええる。

4.2 高校生等修学支援事業

(1) 学力要件や学校推薦等の貸付条件の設定（指摘事項）

高校生等修学支援事業の目的の冒頭には「勉学意欲がありながら」と記載されており、平成 17 年度に各都道府県に移管された「日本育英会奨学金」でも成績要件

が設定されていたが、京都府においては移管時に撤廃され所得基準のみとなっている。しかしながら、他の都道府県の約7割程度は何らかの学力要件を設けており、京都府においても本事業の目的を担保するために、何らかの学力要件を設けるべきである。ただし、学力要件については従来の成績要件も一案ではあるが、中学校や高校における勉学意欲の有無についての学校推薦を入手することも一案と考える。

(2)貸付金の使途についての誓約書の入手、報告義務の設定（指摘事項）

高校生等修学支援事業は公金による貸与制度であり、その目的どおりに使用されることが必須条件であるが、現状では特段の確認を行っていない。例えば、生活保護世帯においては仮に高校就学の用に供されないのであれば、収入認定され生活保護費の減額対象となる可能性もある。高校就学費以外への転用は、修学生自体の勉学や自立を阻害する要因となる可能性があり、貸与決定時における使途についての誓約書の入手や、使途について定期的な報告義務を課すなどの対策実施が必要である。

(3)貸与決定時における借用証書の入手（指摘事項）

通常は卒業時に入手すべき借用証書と返還計画書が、本人の拒絶により提出されていない案件が存在した。このような修学生は、返済の意思が希薄であるという点において非常に問題である。この点を是正するには、貸付時に返済の必要性を強く認識させることが重要であり、当初申請手続の段階において、借用証書の提出（消費貸借の予約）を求めるとともに、借用証書の提出を拒否した修学生については、借用証書を提出するまでの期間は奨学金の貸与を一時的に停止する等の措置を講じるべきである。

(4)更新時に債務額および返済方法の認識を図る仕組の構築（指摘事項）

借用証書と返還計画書を卒業時に提出すること以外は、当初の貸付時以降において修学生に債務額および返済方法の認識を図るような働きかけが行われていない。修学金の滞納を抑止するには、毎年残額を通知する等の方法により、修学生に対し

て債務額および返済方法の認識を図る仕組を構築することが必要であり、これにより過剰な借入を抑止できる効果もあると考える。

(5)滞納整理方法の明示（指摘事項）

奨学金の返還を正当な理由なく滞納した場合において、一定の回数の催告に応じない場合は強制執行等の措置をとる旨をパンフレットに記載するなど、貸付実行前に、どのような滞納整理が実施されるかについて明示することは、修学生の奨学金返還の重要性を認識させるうえで有効な手段であると考え。よって、滞納者だけでなく制度利用者全体に対して、貸付時点などで事前に滞納整理方法を明示することで返済意識を持たせるべきである。

(6)口座振替が利用可能な金融機関の拡大、コンビニ収納の推進（指摘事項）

滞納者が返還金を納付する手段は、主として口座振替の利用となっているが、口座振替は京都府下に本店がある金融機関に限定されており、他府県に居住する修学生は不便な状況にある。よって、早期に京都府以外に本店がある金融機関での口座振替を可能にし、府税の納付等でも利用実績があるコンビニでの納付が可能になるよう改善すべきである。

(7)滞納状況に応じた債務者分類による回収業務の効率化（指摘事項）

滞納者に対する管理コストは、滞納期間の長期化により増加することになり、今後も滞納による未収金の増加は明らかで、早期の滞納整理が喫緊の課題となる。確かに、滞納の原因には様々な要因があり、丁寧な対応も必要であるが、文書・電話催告に対応しない者や、そもそも借用証書を提出しない者などのように、明らかに悪質と思える滞納者については、悪質案件として分類し、早期に弁護士委任や法的措置といった対策を講じる必要がある。

(8)貸付業務・債権回収業務の効率化（指摘事項）

回収作業の外部委託として、サービサー（債権回収会社）による文書・電話催告を開始しているが、一定額、一定期間以上累積した滞納者については、サービサーによる通り一遍の対応では効果は薄く、次の展開に進展するケースは少ない。累積滞納者にサービサーを活用するのであれば、例えば、法的措置等の最終局面を視野に入れて、短期間に集中的に実施する方が効果的かもしれない。

一方で、高校生等修学支援事業は平成 25 年度末の債務者実人数は約 1 万 1 千人（うち滞納者実人数は 3 千人超）、未収債権額 557 百万円と多数・多額に上っている。さらに、約 10 年後には、債務者・未収債権額とも現在の約 2～3 倍になることが見込まれる中で、現状の組織体制（4 名（うち臨時職員 1 名含む））では限界がある。そこで、サービサーの利用効果を検証しつつ、民間業者・外部専門家の積極的な活用を強力に推し進め、書類のチェック、電算入力、催告書の発行、電話催告等の職員でなくても可能な業務は完全アウトソーシング化を図るなど、効率的な組織体制の構築を求める。

(9)制度説明の徹底（意見）

京都府の職員が修学生（希望者、予定者を含む）に対して、直接に詳細な制度説明を実施することは時間的、予算的に限界がある。よって、修学生等に対する詳細な制度説明は、修学生と直接対応する中学校、高校の教職員が担うべきと考える。京都府としては、分かり易いパンフレットを作成することや説明時における留意点（重点項目）を中学校、高校の教職員に指導する等により、各校における説明内容に差異が生じないように、学校間の説明内容の均質化を図ることに注力することを提案する。

(10)京都府から滞納上位校への指導・勧告の実施（意見）

未納額・未納率の上位は特定の私立高校に集中している。そこで、学校から生徒への制度説明の徹底が図られているか、また、その後の未収金残高、滞納率の推移の状況について注視するとともに、必要に応じて京都府が対象校に対して指導・勧告できるようにすることを提案する。

(11)遅延利息の明示（意見）

遅延利息の認識が延滞発生時ではなく、原債権の完済時となっている。延滞の発生とともに遅延利息が算定されるのが一般的であり、延滞発生時点で遅延利息を修学生に明示することは、早期返還を促す効果もあると考える。また、遅延利息も未収金である以上、適正な債権管理を行うべきである。よって、遅延利息は滞納が発生した時点において算定し、修学生に対して提示することを提案する。

(12)不納欠損処分 of 取扱（意見）

高校生等修学支援事業は貸与方式による奨学金制度のため、ある一定程度の貸倒が発生するのは不可避である。今後も、未収金が増加する傾向は顕著であり、債権管理の適正化の観点から、不納欠損要件に該当するに至った案件については定期的かつ適時に不納欠損処分する必要がある。ただし、現行の不納欠損要件はかなり厳格であり、適時の処理を阻害しかねないため、公平性に考慮したうえで、少額の未収金などについては要件の緩和を検討することを提案する。

(13)府民からの牽制が機能する環境の構築（意見）

未納額・未納率の上位校が、特定の私立高校に集中しており問題である。今後の数年間において今回の提案内容を実施し、それでもなお未納額の減少や未納率の低下が思わしくない上位校については、学校名を公表するなどの手法により、府民からの牽制が機能する環境を構築できるように検討することを提案する。

(14)個人信用情報機関の活用（意見）

主として、大学生等への奨学金制度を運用している独立行政法人日本学生支援機構においては、平成22年4月から個人信用情報機関への情報提供を開始している。京都府においても、悪質な滞納者等については、個人信用情報機関の活用を検討することを提案する。

(15)近隣府県との緊密な連携（意見）

本制度は、平成 17 年度に日本育英会から各都道府県に移管されたものであり、修学金滞納による未収金の増加といった問題は、京都府に限った問題ではないと考える。そこで、他府県においても同様の問題を認識しているのであれば、近隣府県と情報交換や意見交換を実施することで、より有効な対応策の検討ができると考える。また、外部委託などについても、近隣府県との連携による一括発注などにより、コスト削減等が期待できると考える。よって、高校生等修学支援事業の運用について、早期に近隣府県との連携を図ることを提案する。

4.3 看護師等修学資金貸与事業

(1)リスク要件の厳格化（指摘事項）

調定減額とは一度滞納が生じた過年度債権を正常な貸付先と同等に現年度債権として洗い替えることに他ならない。

貸与者の収入状況に応じて返済条件の変更を行うことは、制度趣旨から鑑みて好ましい対応であるが、一度も納入をしていない貸与者であっても、1年ごとにリスクを繰り返せば調定減額により未収金は顕在化しないという問題が存在する。

リスクを繰り返さないように貸与者の資産状況、収入状況や資質は丁寧に把握すべきである。

(2)要保存書類の不備（滞納債権に係る書類保存年限の考え方）（指摘事項）

貸与申請書等の要保存書類の保存不備が検出されたが、要因は保存期限の経過による処分にある。全ての書類について保存年限が定められているが、一度でも滞納事実が発生した債権については保存年限によらず完済までは処分せずに保存すべきである。

(3)必要書類不備による弁護士対応困難な債権（指摘事項）

悪質かつ多額の債権に対しては弁護士督促（代理請求）を行うことを始めているが、基礎的な資料を用意できないため弁護士対応が困難な案件がある。例えば、貸

与に係る申請書（契約書）、返還開始時の看護師等修学資金返還計画書が見当たらないため事案を証明する手立てがないケースがあった。

法的関係を立証する基礎書類の重要性を再認識する必要がある。

(4)債務承認兼履行誓約書の押印漏れ（指摘事項）

押印漏れは当該書類の有効性に疑念が生じる事項であり、貸与者が債務承認の無効を訴える口実になる可能性がある。書類の入手時点で担当者が気付くべきであり、担当者は緊張感をもって書類の確認をすべきである。府としては担当者への指導を徹底すべきである。

(5)延滞金等の徴収（指摘事項）

修学資金の滞納が生じた場合には年率 14.5%の遅延利息が加算されることとなっているが、減免措置を講じているため遅延利息の請求を行った事例はない。

生活が困窮状態にあり延滞金等を課せる状態ではない者がいる一方で、滞納者の中には看護職に就いており本当は困窮状態にないようなケースも存在する。14.5%という非常に高い年利率が遅延利息の請求を躊躇する要因であるとも考えられるので、全体的事項で指摘したとおり遅延利息を民法規定の水準程度に変更した上で、悪質な滞納者には毅然とした態度で接していくべきであると考ええる。

(6)書類保管方法の更なる改善（意見）

滞納債権については網羅的に書類を保存しておく必要があり、個人別ファイルに収納すべき書類のチェックリストをファイルの鑑として利用することが有効である。

(7)収納方法の拡充（意見）

看護師等修学資金の貸与者の殆どが看護職に従事することになるが、看護職とりわけ看護師の労働環境は不規則である。そのような勤務実態から収納代理金融機関の窓口からの振込が困難な貸与者がいる。

京都府では公債権や他の私債権で、収納機会を拡大して未収金の滞納が改善された事例もあり、看護師等修学資金においても貸与者の就労環境や生活リズムに合わせた対応が求められる。

(8)連帯保証人署名の慎重な確認（意見）

貸与者と連帯保証人の署名が同一者による筆跡ではないかと疑われる事例がある。仮に連帯保証人自らが保証契約を締結したものでなければ、連帯保証契約は成立していないことになる。

このような問題に鑑みて、担当課では平成 22 年度から貸与決定時に、また平成 26 年度から返還決定時にも連帯保証人に対して通知を出して対応を図っているということであるが、明らかに同一人物による署名だと疑われる場合には申請者本人や連帯保証人に確認を取るなどの対応も必要である。

(9)返還計画の不合理な変更および再延長の繰り返し（意見）

京都府の指針では分割返済期間は 5 年を最長とし、仮に 5 年での支払いが困難な場合には、支払可能額を分割払いとして最終年の残額は履行延期の特約の再延長で対応することとしている。しかし、計画の再延長を前提としたリスクは暫定的でしかなく根本的な解決とはなっていない。

すべての事案について 5 年を最長とした返済計画とするのではなく、場合によっては 5 年の返済期間に囚われることなく再延長を前提としない合理的な返済計画を策定することを検討されたい。

また、計画の再延長を前提とした暫定リスク案件は、完全な調定減額とせず、過年度調定額の一部回収と位置付けられることが望まれる。そして、安易なリスクを防止するために例えば、リスク時には専門家の関与の下で計画を策定する、リスク回数を制限する、2 回目のリスクからは利息を課すなど、リスク要件のルールを設定することも一案である。

(10)行方不明者債権（意見）

本件未収では行方不明者債権が相当数存在し、既に時効完成年限が経過している債権もある。このような行方不明者債権はその後に弁護士督促などの対応が困難になり、いずれ回収不能となることは明らかであるため一定の期間をもって債権の放棄を行うべきであり、不納欠損処分 of 適時適切な運用が望まれる。

(11) 養成施設と退学者等の繋がり強化（意見）

退学や試験不合格により看護職の免許を取得できずに未収金が滞留している場合には就業先の特定が困難な場合が多く、転居や電話番号の変更・解約により所在不明となって放置されるケースが見られた。このようなケースに対しては行方不明に至るまでの防止策が重要と思われる。

退学者等と養成施設の繋がりにより京都府が直接関与することはできないが、養成施設に退学者等への連絡を定期的に持つように要請するなど、養成施設と退学者等との繋がり強化することで、返還義務者の返済意識を維持し未収の防止・減少を図ることが望まれる。

4.4 中小企業経営基盤強化資金貸付

(1) 回収不能な未収金の処理（指摘事項）

未収の 28 貸付先 31 件のうち平成 25 年度に一部回収があったのは 1 件のみである。回収が全く進んでいない未収金 82,933 千円 (30 件) は速やかに不納欠損処分すべきであるが、小規模企業者等設備導入資金の仕組にも問題があり、京都府として適正に回収不能と認定して不納欠損処分をしたとしても、当該債権の国への返還義務 (不納欠損処分量の 1/2) が発生してしまうため、京都府は不納欠損処分することに対して慎重にならざるを得なかった。解決に向けて平成 25 年 11 月に八大都道府県金融主管課長会議名で 7 つの自治体と連名で返還義務免除の要望書を中小企業庁宛に提出している。京都府としては、国に対して引き続き要望書を提出すると同時に、債務者及び連帯保証人 (相続人) に対する調査をした上で、要望が受け入れられ返還義務免除が確定した時点で、回収不能な未収金については、速やかに不納欠損処分すべきである。

(2)不納欠損処分（指摘事項）

過年度未収金のうち、既に倒産しており交渉自体が途絶えて連絡が取れていない貸付先が4件（3貸付先）ある。これらは、貸付年度も古く実質回収不能と思われる。これらの未収金のうち、国への返還義務があるものについては、小規模企業者等設備導入資金と同様、国への要望が受け入れられ返還義務免除が確定した時点で不納欠損処分すべきである。また、中小企業基盤整備機構（以下、中小機構）に対する償還金額の処理が終わっている先については、速やかに不納欠損処分すべきである。

(3)京都産業 21 との損失補償契約（意見）

設備貸与の直接の貸与先は京都産業 21 であることもあり、京都府ではこれまで当該貸与にかかる未収は発生していない。しかしながら、京都府と京都産業 21 の間で損失補償契約が締結されており、京都産業 21 で生じた未収債権を貸倒償却する場合、一定の範囲内で京都府が損失補償金を支払うことになっている。平成 25 年度の損失補償契約では、最大で 1 億円補償することになっており、過去に損失補償金の支払はないにしても補償限度金額を引き下げることによって、補償金の支払義務が発生した場合の京都府が負担する補償額を抑制しておくべきである。

(4)債権の管理区分（意見）

条件変更している貸付先が変更後の条件どおり返済をしている限り、未収金にはならない。未収金になっていないが、条件変更して返済が長期化している先は、正常先ではなく、要注意先として正常債権と区別して管理してはどうか。定期的に貸付金の資産価値を自己査定することで、返済の可能性が低い債権を的確に把握し、それらに対して早期に手当することが可能になる。また、回収が滞り未収となっている先も破綻先、実質破綻先、破綻懸念先と区別して管理する方が望ましい。

(5)中小機構の貸付先の未収金（意見）

京都府の直接の貸付先は中小機構であるため、中小機構の貸付先である中小企業組合等が破綻しても、京都府の貸付債権が未収金になることはない。しかし、制度上は、中小企業組合等からの償還金を、中小機構が貸付割合に応じ、都道府県に償還することになっており、中小機構から京都府への償還金が延滞する可能性は十分にある。未収金が発生している貸付先、今後未収金となりそうな貸付先について中小機構から定期的に報告を受ける仕組みがあった方が望ましい。中小機構の未収金が発生するリスクを京都府も管理しておくべきである。

4.5 農業改良資金貸付

(1)貸付農家台帳の保管方法（指摘事項）

貸付農家台帳の異動記録と変更にかかる重要書類を変更年度の資料綴にのみ保管し、貸付案件ごとの資料綴を作成していなかったため、滞納貸付案件の状況把握が不十分であった。貸付案件ごとの資料綴には、現時点での最新更新情報とともに、過去の異動記録と重要書類を綴じ込んで手元保管を行い、完済時まで債務者の状況を正確に把握しておく必要がある。

(2)違約金の責任（意見）

個別事案で前代表者の死亡後に会社事業が停止し、夫人が会社代表者を引継ぎ、元金完済後の違約金の連帯保証人となることを申し出た例で、夫人の返済原資は年金であることを担当部署も認識していながら、事業停止前に連帯保証人でもなかった夫人が個人の年金をもって会社債務を支払っている状況には疑問が残る。融資当時に取締役ではあったが連帯保証人ではなかった夫人に延滞の責めを帰することには疑問を感じる。根拠法では違約金免除を認める規定はないため、社会的公正の見地から、国に対する違約金率の引下や違約金免除規定の追加要望を引き続き検討されたい。

4.6 企業立地補助金

(1)事前の審査及び指導の強化（意見）

審査時に京都府において売上高や経常利益以外の財務内容の検討はされていない。また、補助対象指定の際、専門家から意見を聴取するが、内容は形式要件の確認、企業誘致が京都府に与える経済効果や雇用創出効果の検証、対象事業の技術面のアドバイス等となっており、事業に関する事業計画の詳細な検証は行われていない。未収金となった補助金交付先の自己資本比率はいずれも 10%未満であり財務体質に不安があったと考えられる。補助金申請者の財務内容を検討するため、財務基準(自己資本比率等)を参考にするなどして、企業の継続性を判断することも必要である。事業計画の検証も同様であり、事前にそれらの事業計画を精査し指導することで、事業の実現可能性が高まり未収金発生の抑制につながると思われる。

(2)制度上の問題点（意見）

補助金の返還対象となるのは事業を休止又は廃止している先であり、それらはすでに経営状況が悪化しており、返還すべき補助金の回収は困難と思われる。また、補助金の交付時点で、発生していない未収金に対し連帯保証人や担保を設定することも出来ない。よって制度上未収金となった時点で回収は極めて困難になるため、未収金となる前の対策が重要である。京都府としては、経営状況が悪化している企業に対して、京都産業 21 の「専門家派遣制度」の活用や、金融機関の再生計画に基づき、制度融資の条件変更(融資期間の延長等)を実施している。今後も現在の取組みを継続し、積極的な専門家派遣の活用、金融機関との連携強化で未収金発生の抑制に努めることが望まれる。

4.7 府営住宅使用料

(1)市町管理代行団地の管理運営が不十分（指摘事項）

①滞納整理記録の記録が不十分

府営住宅の滞納整理事務取扱要領（以下、住宅滞納要領）においては、督促や催告の状況を滞納者整理票に記録することとなっているが、市町管理代行団地ではその滞納整理記録が不十分な例が散見される。この記録が不十分であると、債権の時効中断が出来なくなるおそれがある。滞納整理記録には督促等の状況を明確に記載

すべきである。

②定期的報告の欠如と市町への過度の一任

住宅滞納要領で定める府営住宅家賃等滞納原因別調書のような定期的な報告は、市町管理代行団地分を含まない形で提出されているなど不十分なものとなっている。京都府として市町管理代行団地の滞納状況を総括的に把握しているとは言い難い。

市町管理代行団地について市町から法的措置が妥当との上申がないため京都府としても対応していないという現状自体が、滞納額が膨れ上がる原因となっている。市町管理代行団地には滞納家賃につき定期的な報告を要請すべきであり、市町との管理代行委託契約に委託業務の細目を明記すべきである。

京都府から市町に対して、一定月数の滞納者に対しては法的措置に向けた手続きに入る法的措置の上申を行うよう指導を強化すべきである。

③入居時請書の紛失

市町管理代行団地において、入居時の契約に当たるべき入居時請書を紛失している例があった。請書を紛失していると連帯保証人の保証の事実も第三者に証明できなくなるため、法的措置を実施することが困難となる。請書は最重要書類として保管しなくてはならない。

④入居時請書等の様式・内容相違

入居時請書が市営団地に入居する内容となっており、遵守すべき条例も当該市の管理条例となっている例が複数あった。請書を見る限り、入居者とは市営住宅として発生する法律関係によって交渉せねばならず、府営住宅として法的措置を実施できるか疑問である。請書は府営住宅としての内容で記載するべきである。

⑤不納欠損の不適用

市町管理代行団地では 61 ヶ月以上滞納者が 32 名も発生して放置されている。こ

のようなことは京都府住宅供給公社の管理代行団地では起こっていない。市町は長期滞納の退去者について時効による不納欠損処分を申請しないため、上記の債権が延々と管理対象になっている。回収見込が極めて低く時効援用されるリスクの高い滞納債権は不納欠損処分を行って、回収可能な債権に管理人員と時間を集中させるべきである。

⑥府営住宅としての市町管理委託の不徹底

市町管理代行団地の管理については、市町営住宅と同様の方法によって管理されており、公社管理代行団地との管理水準の差が際立っている。京都府の債権管理条例や住宅滞納要領に基づいた管理が出来ていないと、法的措置にも持ち込めないおそれがある。委託先の市町にも京都府の債権管理条例や住宅滞納要領に基づく管理を公社と同等水準まで徹底するよう要請するべきである。また、委託業務の実施状況に問題がないか、京都府が定期的に検査を行う仕組みも構築すべきである。

⑦連帯保証人への不請求

市町管理代行団地では連帯保証人への通知が数十ヶ月の滞納が累積してからであったり退去後であるなど、連帯保証人への請求に至っていない。住宅条例で連帯保証を求めているのであるから、滞納発生時に連帯保証人への十分な請求を市町が行うよう指導強化するべきである。

家賃の長期滞納を放置すれば連帯保証人の代位弁済も困難になり、連帯保証人の所在が不明となるリスクも高くなる。滞納の早期時点で連帯保証人に通知し、遅滞なく請求すれば、連帯保証人としても支払が可能な金額に収まる可能性がある。連帯保証人は債務を負う覚悟をもっている訳であるから、遅くとも6ヶ月滞納時程度で連帯保証人に通知を行い、12ヶ月滞納時には連帯保証人に請求すべきである。

(2)弁護士委託後の状況把握不足（指摘事項）

公社管理代行団地においては適時に支払督促や明渡請求等の法的措置が取られているが、弁護士に収納委託を行った債権については、単に収納を委託しているだ

けであり、時効管理までは対象になっていないことから、京都府が管理すべきものである。入金記録や行方不明者については報告があることから、京都府側での時効管理が可能と思われるが、それ以外の者は京都府側で把握できないことから、催告の実施状況の把握が必要である。

弁護士側から催告の実施状況報告を求めるとともに、収納委託後の滞納者整理票の記載が途切れていることから、追記する仕組みを作るべきである。

(3) マイナンバー制度の活用（意見）

未収発生抑制には収入申告の徹底と、入居者の収入変動に対応する適時の申請が有効と考えられる。収入申告の徹底については、平成28年度から行政で利用されるマイナンバー制度の活用が有効かつ効率的と思われる。

収入未申告は入居者の不利益と行政事務コストの費消を招くのみで可能な限り回避すべきである。まだ収入申告への活用手法については不明確だが、入居期間中における包括的なマイナンバー制度利用の同意を得ることができれば、収入情報をもれなく集め、的確な応能応益家賃を早期に算出でき、独居老人が認知症となって収入申告を失念するケースにも対応可能である。入居者の利便が図られる上、担当課は要注意債権の管理や収入変動に対応する適時申請の啓発浸透に注力することができ、総合的に未収金を圧縮できる可能性があるため、マイナンバー制度の導入とともに国とも調整の上、収入申告のあり方について工夫することが望まれる。

4.8 心身障害者扶養共済制度

(1) 加入者の未収状況に応じた取扱・方針の明確化（指摘事項）

本制度において、加入者の経済的困窮等による保険料未納が生じた場合、加入者の加入期間・保険料免除に至る残存期間等の関係で、加入者の利害状況が異なる。

加入後早期に未払が生じた加入者については、早期に脱退させても経済的な打撃が少ない可能性があり、加入後一定年数以内において一定月数以上の未払が生じた場合には強制脱退とするなど、十分な告知と数年間の猶予期間を経て、強制脱退措置を適用することが考えられる。長期間の加入者については、未払が生じても一定

期間支払を猶予しつつ、強制脱退も猶予し、最終的には年金から未払保険料を相殺することを前提に加入を継続させる運用も不合理とは言えない。

個々の加入者の未収状況を考慮しつつ、原則的な対処方針を明確にしておく必要がある。

(2)積極的な不納欠損処分の実行（指摘事項）

本制度の利用者の属性や、共済としての立付けを有する本制度の給付内容等からして、意図的に保険料の未払を生じさせて給付金のみの利得を目指すことは加入者側にとって容易ではない。一般論として、本制度においては加入者がモラルハザード的な意図で保険料を支払わない可能性は少ないため、未収金について一律の強制的な督促はなじまず、むしろ未収金額と件数の管理コストを考慮して、積極的に不納欠損処分を進められる環境を整備すべきである。

(3)過去の不適切な債権管理（指摘事項）

平成23年度より前に未納が発生し、結果不納欠損処分に至った事案では、過去において適切な債権管理ができていなかった。長期間にわたる滞納整理記録の記載漏れ、本人直接確認が困難となつての時効援用申立書の代筆、破産事実を認識してから6年間経過後の不納欠損処分、長期間の未納状態放置（9年間、27年間、30年間）、未納状態放置後の所在不明による不納欠損処分が発生していた。

現在は債権管理は概ね適切に行われているが、過去においては長期にわたり何らの督促・事務手続を行わず放置していたものが見受けられ、このような取扱が再発しないよう管理を行うことが必要である。

(4)制度そのものについての抜本的再検討（意見）

本制度については、個人による任意加入の共済制度として仕組が用意されながら、行政的な意味での福祉目的の実現を図ることが意図され、実際には性質の異なるものを組み合わせたことによる運用面での苦悩が感じられる。

まず加入数・保険料免除者数・年金受給者数といった年金財政面では、今後の本

制度の財政的基礎に重大な懸念がある。手続面では独立行政法人福祉医療機構（以下、WAM）と都道府県の二重構造が取り入れられているため、保険料の未納が生じた場合に WAM に対する京都府の立替払が生じることになる。加入者と生命保険会社・信託銀行との間に、WAM、府・市町村が介在しており、時間的・費用的にも重層的に事務コストが発生している。

これら諸点に照らしても、このような行政目的の実現に当たって本制度が最適なのかにつき疑義があり、制度全体の運営について抜本的な見直しが必要であるように思われる。平成 26 年 8 月京都府作成の「国の施策及び予算に関する要望書」においても、①加入者への将来にわたる過重な負担の防止、②地方公共団体の負担軽減を図るため、実態に見合った地方交付税措置などの充実、③各種手続の簡素化、等の要望が行われており、かかる要望に対して早期の対応が行われる必要があると思料する。

(5) システムの共通化（意見）

京都府の独自システムを利用しているが、コスト削減のため他の都道府県のシステムとの共通化を図るなどの検討を提案する。

以 上